

一関市監査委員告示第 007 号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 31 日

一関市監査委員 小 川 四 郎

一関市監査委員 佐 藤 重

一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

1 監査実施日及び対象

令和元年 10 月 16 日（水）

対 象	区分	被監査者	
		団 体	担 当 課
一関市職業訓練センター	指定管理者	職業訓練法人一関職業訓練協会	工業労政課
萩の子クラブ		萩の子クラブ運営委員会	子育て支援課
郷土文化保存伝習館、大籠キリシタン殉教公園、大籠キリシタン資料館、大籠殉教記念クルス館		藤沢町文化振興協会	藤沢支所 地域振興課

令和元年 10 月 28 日（月）

対 象	区分	被監査者	
		団 体	担 当 課
一関市萩荘市民センター、一関市萩荘市民センター市野々分館	指定管理者	萩荘地区まちづくり協議会	まちづくり推進課

令和元年 10 月 29 日 (火)

対 象	区分	被監査者	
		団 体	担 当 課
一関市小梨市民センター、一関市小梨市民センター清田分館、黄金山キャンプ場、千厩みなみ交流センター	指定管理者	小梨自治振興協議会	千厩支所 地域振興課
室根ふるさとセンター、一関市室根市民センター、一関市室根市民センター津谷川体育館		室根まちづくり協議会	室根支所 地域振興課

令和元年 10 月 30 日 (水)

対 象	区分	被監査者	
		団 体	担 当 課
わかばクラブ	指定管理者	わかばクラブ運営委員会	子育て支援課

2 監査の範囲

平成 30 年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおりであり、財政援助団体等の一部には、事務処理等について留意する事例が見られたので、十分に注意されたい。

監査結果報告書

一関市職業訓練センター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市職業訓練センター
指定管理者 職業訓練法人一関職業訓練協会 会長 小野寺 利 美
担当課 工業労政課

- (1) 施設の所在地
一関市舞川字西平8番地2
- (2) 施設の設置目的
労働者に対し職業に必要な技能等を習得させることを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成15年4月1日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年間
(指定初年度：平成18年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有り(採用)
- (7) 平成30年度指定管理料
2,185,964円

第2 監査の結果

平成30年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

萩の子クラブ

第1 指定管理の概要

施設名 萩の子クラブ
指定管理者 萩の子クラブ運営委員会 運営委員長 熊谷慶夫
担当課 子育て支援課

- (1) 施設の所在地
一関市萩荘字境ノ神 240 番地
- (2) 施設の設置目的
小学校の留守家庭児童の預りにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
昭和 55 年 10 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度：平成 18 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有り(採用)
- (7) 平成 30 年度指定管理料
12,634,201 円

第2 監査の結果

平成 30 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

郷土文化保存伝習館、大籠キリシタン殉教公園、
大籠キリシタン資料館、大籠殉教記念クルス館

第 1 指定管理の概要

施設名 郷土文化保存伝習館、大籠キリシタン殉教公園、
大籠キリシタン資料館、大籠殉教記念クルス館
指定管理者 藤沢町文化振興協会 会長 星 幸一
担当課 藤沢支所地域振興課

(1) 施設の所在地

郷土文化保存伝習館 : 一関市藤沢町大籠字右名沢 27 番地 6

大籠キリシタン殉教公園 : 一関市藤沢町大籠地内

大籠キリシタン資料館 : 一関市藤沢町大籠字右名沢 28 番地 7

大籠殉教記念クルス館 : 一関市藤沢町大籠字早坂 15 番地 12

(2) 施設の設置目的

地域の活性化や文化振興、ひいては郷土文化の保存・伝承と住民の交流促進と福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的とする。

(3) 施設設置年月日

平成 2 年 3 月 26 日

(4) 指定管理者団体指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

(指定初年度 : 平成 18 年度)

(5) 団体選定形態

非公募による

(6) 利用料金制採用の有無

有り(採用)

(7) 平成 30 年度指定管理料

5,098,000 円

第2 監査の結果

平成30年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市萩荘市民センター、
一関市萩荘市民センター市野々分館

第 1 指定管理の概要

施設名 一関市萩荘市民センター、一関市萩荘市民センター市野々分館
指定管理者 萩荘地区まちづくり協議会 会長 中野 信雄
担当課 まちづくり推進課

- (1) 施設の所在地
一関市萩荘市民センター：一関市萩荘字打ノ目 124 番地
一関市萩荘市民センター市野々分館：一関市萩荘字上本郷 305 番地 1
- (2) 施設の設置目的
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成 27 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 29 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有り(採用)
- (7) 平成 30 年度指定管理料
17,866,000 円

第 2 監査の結果

平成 30 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市小梨市民センター、
一関市小梨市民センター清田分館、
黄金山キャンプ場、千厩みなみ交流センター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市小梨市民センター、一関市小梨市民センター清田分館、
黄金山キャンプ場、千厩みなみ交流センター
指定管理者 小梨自治振興協議会 会長 三浦 邦弘
担当課 千厩支所地域振興課

(1) 施設の所在地

一関市小梨市民センター：一関市千厩町小梨字堂ヶ崎 30 番地 5
一関市小梨市民センター清田分館：一関市千厩町清田字田畑 1 番地 6
黄金山キャンプ場：一関市千厩町小梨字新地 366 番地 1
千厩みなみ交流センター：一関市千厩町小梨字落合 177 番地

(2) 施設の設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。

(3) 施設設置年月日

平成 3 年 7 月 31 日

(4) 指定管理者団体指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 29 年度)

(5) 団体選定形態

非公募による

(6) 利用料金制採用の有無

有り(採用)

(7) 平成 30 年度指定管理料

19,962,000 円

第2 監査の結果

平成30年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

室根ふるさとセンター、一関市室根市民センター、
一関市室根市民センター津谷川体育館

第 1 指定管理の概要

施設名 室根ふるさとセンター、一関市室根市民センター、
一関市室根市民センター津谷川体育館
指定管理者 室根まちづくり協議会 会長 三浦 幹夫
担当課 室根支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
室根ふるさとセンター：一関市室根町折壁字大里 201 番地 1
一関市室根市民センター：一関市室根町折壁字大里 201 番地 1
一関市室根市民センター津谷川体育館：一関市室根町津谷川字上川原
19 番地 1
- (2) 施設の設置目的
住民の福祉の増進を図り、地域の開発と発展に寄与することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
昭和 56 年 7 月 15 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 29 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有り(採用)
- (7) 平成 30 年度指定管理料
23, 213, 000 円

第 2 監査の結果

平成 30 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね

適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

わかばクラブ

第1 指定管理の概要

施設名 わかばクラブ
指定管理者 わかばクラブ運営委員会 運営委員長 小山和幸
担当課 子育て支援課

- (1) 施設の所在地
一関市字鳴神 34 番地 1
- (2) 施設の設置目的
小学校の留守家庭児童の預りにより、児童の健全育成を図ることを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
昭和 52 年 6 月 16 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度：平成 18 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有り(採用)
- (7) 平成 30 年度指定管理料
16,251,123 円

第2 監査の結果

平成 30 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

指定管理施設の管理に当たり、備品の整備に際し、現物や領収書の確認ができない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。